

第2次 菊川市 スポーツ振興基本計画

令和5年3月 菊川市



目次

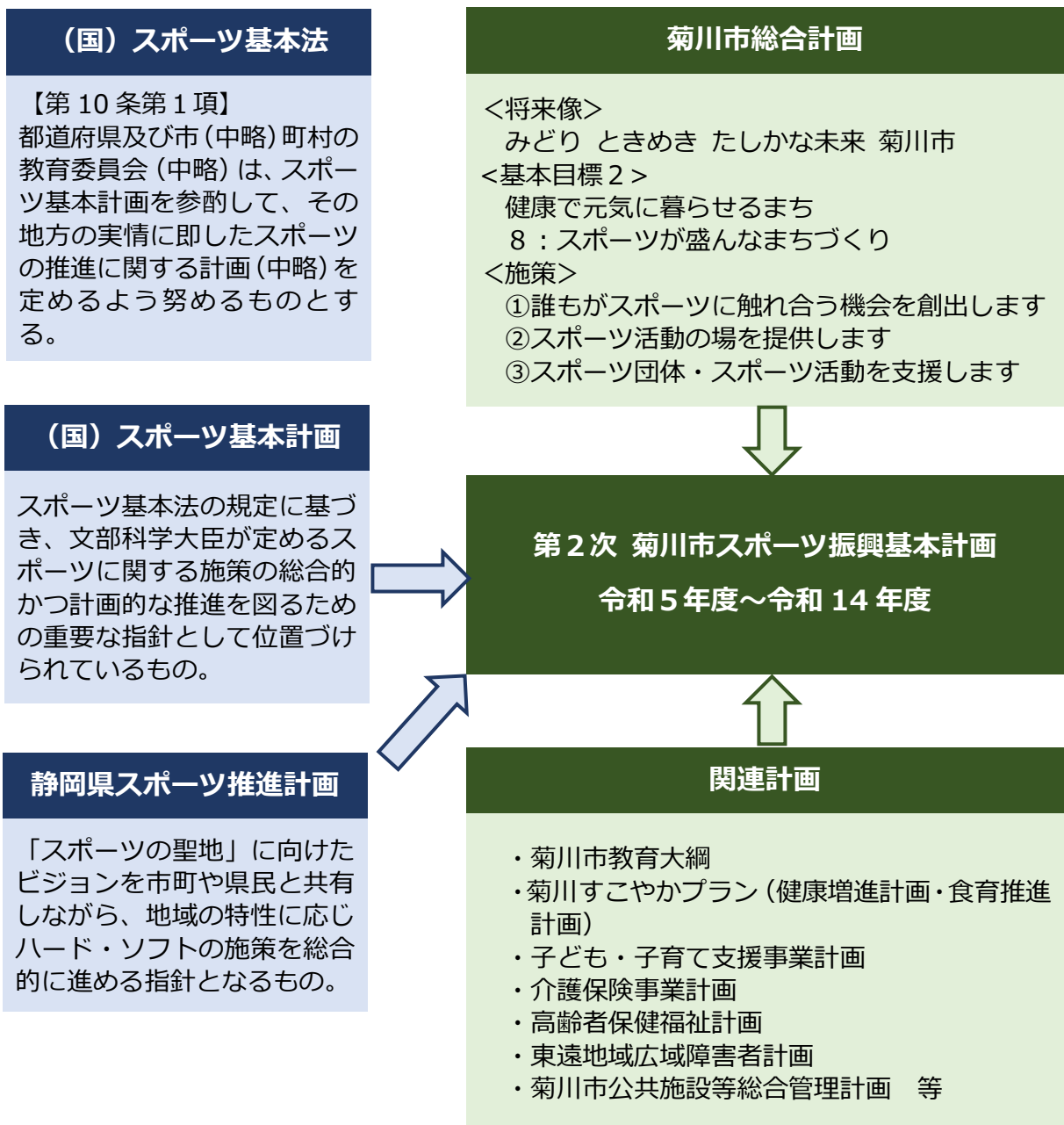
1 第2次スポーツ振興基本計画の策定にあたって	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の趣旨	2
(3) 計画期間	2
(4) スポーツの定義	2
2 菊川市のスポーツの概況	3
(1) 第1次スポーツ振興基本計画の評価	3
(2) 市内のスポーツ資源	6
(3) 市民のスポーツ活動と意識	7
(4) スポーツ振興の課題	9
3 理念と基本方針	12
(1) 理念	12
(2) 基本方針	13
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画	13
4 施策の展開	14
(1) 体系図	14
(2) 基本方針1 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出	15
(3) 基本方針2 スポーツ活動の場と環境の充実	23
(4) 基本方針3 スポーツ団体・スポーツ活動の支援	27
(5) 数値目標一覧	32
5 重点施策	33
(1) 重点施策とは	33
(2) 重点施策1 成年期のスポーツ活動参加の活性化	33
(3) 重点施策2 スポーツ施設の整備	34
(4) 重点施策3 ジュニア世代のスポーツ環境と地域スポーツの再構築	35
6 推進体制	36
(1) 計画の進捗状況の把握と検証	36

1 第2次スポーツ振興基本計画の策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

本計画は、スポーツの施策に関する基本事項を定めた「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）の第10条に規定されている「地方スポーツ推進計画」として策定するもので、本市におけるスポーツの推進の基本的な方向性を示すものです。

また、「菊川市総合計画」を上位計画として、本市が目指すまちづくりの実現に向け、本市のスポーツに関する施策を具体的に示す個別計画です。



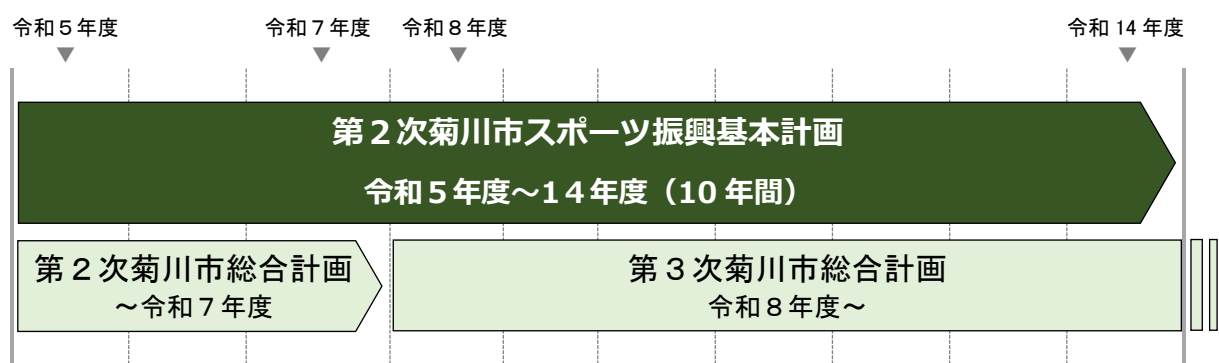
(2) 計画の趣旨

本市では、スポーツ振興を図るため平成 25 年 3 月に「菊川市スポーツ振興基本計画」を策定し、平成 29 年度に見直しを行い、平成 30 年 3 月に「菊川市スポーツ振興基本計画 後期基本計画」を策定しました。

本計画は、社会情勢や国の動向を踏まえながら前回計画を検証し、令和 5 年度以降における計画の実効性を高め、具体的な取り組みや目標を明確にすることで施策の推進を図るものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。その間、上位計画である第 3 次菊川市総合計画の策定が予定されており、また、社会情勢や市民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。



(4) スポーツの定義

スポーツ基本法の前文においては、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義されています。

本計画においてスポーツは、場所、道具、やり方やルール等は人に応じて違ったとしても、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが実施できる活動であり、一般的な競技スポーツだけでなく、ゴルフや登山、サーフィンといった野外スポーツ・レクリエーション、ウォーキングや体操、ボッチャ、フライングディスクといった手軽にできる運動・軽スポーツも含め、自ら目的を持って身体を動かすものに関してはスポーツに含むものとします。

2 菊川市のスポーツの概況

(1) 第1次スポーツ振興基本計画の評価

第1次スポーツ振興基本計画では、1. 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出、2. トップアスリートの育成・支援体制の整備、3. スポーツ関係団体の活動支援、4. 地域スポーツを支える組織強化と人材育成、5. スポーツ施設の適正な運営・管理と整備充実、6. スポーツニーズの把握と情報提供の充実 の6つの基本方針に基づき、施策が設定されています。

これら6つの基本方針及び第1次計画中の施策に関する総括的な評価は以下の通りです。

1. 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出

スポーツに触れ合う機会の創出に関して、ライフステージに応じたスポーツの振興、健康な体づくりにつながるスポーツの推進、誰もが取り組めるスポーツイベントの開催に取り組んだ結果、市内小学生、中学生のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも向上し、一定の達成度を得たと考えられますが、週1回以上スポーツ、レクリエーションに取り組む人の割合、健康づくりに取り組む人が増えていると思う人の割合は、設定した目標値に届いていません。

引き続き、スポーツの機会創出のため、世代ごとのアプローチを継続するとともに、健康づくり事業との連携やスポーツイベントの開催等により、スポーツの裾野を広げていく必要があります。

2. トップアスリートの育成・支援体制の整備

トップアスリートの育成・支援体制の整備に関して、アスリートの育成、競技スポーツの振興、優れたスポーツを観る・話を聞く機会の提供に取り組んだ結果、奨励金交付者数は年々増加傾向となったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う大会等の中止や自粛により、減少やむを得ない状況となっています。スポーツを実際に観るのも、テレビやラジオで応援するのも好きと思う人の割合は、ほぼ横ばいの状況となっており、設定した目標値に届いていません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ講座の開催やスポーツ講演会等の当初想定した施策では十分に対応できない側面が生じていることもあり、時代情勢に合わせた施策を検討していく必要があります。

3. スポーツ関係団体の活動支援

スポーツ関係団体の活動支援に関して、スポーツグループ・クラブの育成、スポーツ団体の交流と情報交換、総合型スポーツクラブの拡充に取り組んだ結果、菊川市スポーツ協会、スポーツ少年団の加入者数は設定した目標値を達成しているものの、総合型地域スポーツクラブの設置数と総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」の認知度は、設定した目標値には届いていません。

今後、ますます加速すると考えられるスポーツ競技の多様化と少子化に対応すべく、菊川市スポーツ協会、スポーツ少年団への支援に加え、総合型スポーツクラブへの更なる支援が求められます。

4. 地域スポーツを支える組織強化と人材育成

地域スポーツを支える組織強化と人材育成に関して、スポーツを通じた地域づくり、スポーツボランティアの育成と活動支援に取り組みましたが、数値目標である指導者やコーチ、大会運営スタッフ、地域スポーツ行事の手伝いなどの経験や知識があると思う人の割合は、目標値に届いていません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ推進委員やスポーツボランティアが活躍するスポーツイベントが中止となり、人材育成の場が少なくなっていることなど、時代情勢に合わせた施策を検討していく必要があります。

5. スポーツ施設の適正な運営・管理と整備充実

スポーツ施設の適正な運営・管理と整備充実に関して、スポーツ施設の維持・管理の充実、スポーツ施設の貸し出しの利便性向上、新たなスポーツ施設の導入検討に取り組み、市営スポーツ施設の年間利用者数は目標値を達成したものの、気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境が整っていると思う人の割合は、目標値に届いていません。

スポーツを通じた共生社会実現のため、スポーツ施設に関しても、誰でもひとしくスポーツが実施できる環境の構築に向けた取組が求められます。

6. スポーツニーズの把握と情報提供の充実

スポーツニーズの把握と情報提供の充実に関して、多様なスポーツ情報の発信、スポーツニーズの把握に取り組んできました。

スポーツ情報の発信に関しては、広報紙や回覧板、公共機関等への掲示及び現状のSNSによる発信だけでは不足するため、更なるソーシャルメディアの活用が求められます。

スポーツニーズに関しては、定期的なアンケート調査を行うことが難しいことから、様々な機会や媒体にて情報収集し、各種事業に活用していくことが求められます。

第1次スポーツ振興基本計画の数値目標の達成状況

第1次スポーツ振興基本計画の数値目標の達成状況は以下の通りです。

○：目標達成 △：目標に向けて改善している ×：目標に向かっていない

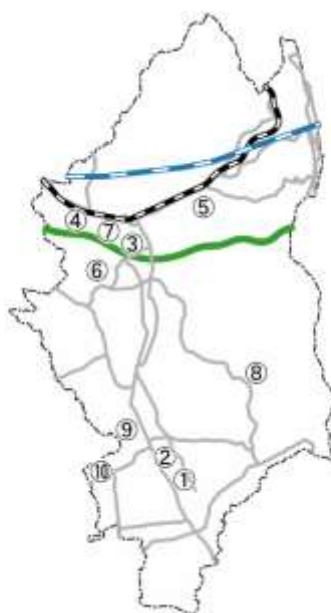
基本方針	数値目標	H24	H29	R4 (R3)	目標	達成状況
1	市内小学校5年生のスポーツ実施率(週1回以上)	85.8%	93.0%	(93.9%)	90.0% (上昇)	○
	市内中学校2年生のスポーツ実施率(週1回以上)	85.1%	88.9%	(90.8%)	90.0%	○
	週1回以上スポーツ、レクリエーションに取り組む人の割合(成人)	52.8%	47.4%	52.5%	57.0%	△
	健康づくりに取り組む人が増えていると思う人の割合	74.4%	77.7%	64.4%	80.0%	×
2	国県等スポーツ大会の出場者数(奨励金交付数)	39件	32件	52件	増加	○
	スポーツを実際に観るのも、テレビやラジオで応援するのも好きと思う人の割合	35.6%	32.6%	32.6%	45.0%	△
3	総合型地域スポーツクラブの設置数	1	1	1	2	△
	菊川市スポーツ協会、スポーツ少年団の加入者数	2,710人	3,155人	(2,849人)	2,800人	○
	総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」の認知度	34.4%	26.1%	27.4%	50.0%	△
4	指導者やコーチ、大会運営スタッフ、地域スポーツ行事の手伝いなどの経験や知識があると思う人の割合	15.6%	15.4%	12.2%	25.0%	×
5	気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境が整っていると思う人の割合	60.4%	60.0%	50.4%	70.0%	×
	市営スポーツ施設年間利用者数(延べ)	237,984人	311,582人	(271,221人)	255,000人 (維持)	○
6	スポーツをとおして市民が健康で生きがいを持っているまちだと思ふ人の割合	70.3%	69.5%	該当項目なし	80.0%	

(2) 市内のスポーツ資源

本市では、市内の公共スポーツ施設に関して、施設利用者の安全性を第一に考え、施設や設備の計画的な保守・点検を行い、安全管理に努めています。また、体育館及び体育施設を附帯する公園計9箇所指定管理者制度を導入し、包括的な管理を進めています。

指定管理者制度を導入している下記の施設の他、地域のスポーツの場として、学校体育施設（体育館・夜間照明設備のあるグラウンド）を開放しています。

指定管理者制度を導入している体育館・公園



	名称	主な競技
①	市民総合体育館	バレーボール、バスケットボール、武道全般、ダンス、軽スポーツ、バドミントン
②	小笠体育館	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、フットサル
③	堀之内体育館	バレーボール、バスケットボール、卓球、ダンス、バドミントン
④	菊川運動公園	野球（硬式・軟式）、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、陸上競技
⑤	和田公園	ソフトボール、サッカー、ゲートボール、テニス、グラウンドゴルフ、水泳（子供向けプール）
⑥	尾花運動公園・尾花公園	グラウンドゴルフ・テニス
⑦	菊川公園	野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ
⑧	丹野グラウンド	野球、ソフトボール、サッカー
⑨	小笠グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ
⑩	小菊荘グラウンド	野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ

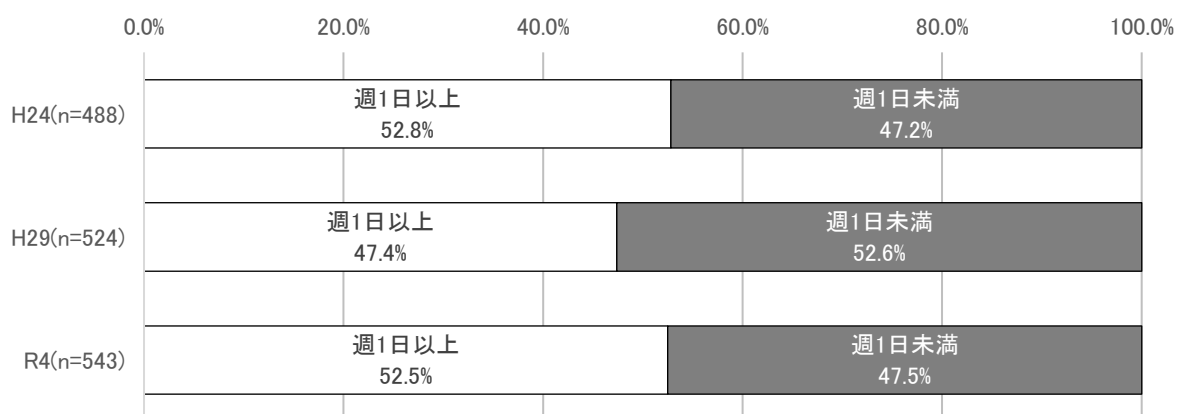
※その他施設の詳細に関しては資料編に掲載

(3) 市民のスポーツ活動と意識

スポーツ実施率の推移

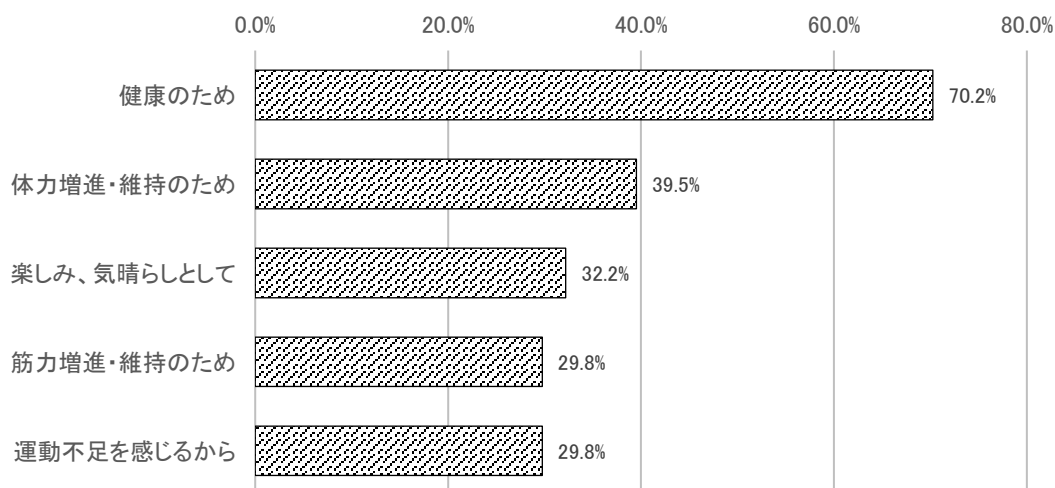
令和4年8月から9月に実施した「スポーツ振興基本計画に関するアンケート」（以下「R4調査」という。）では、成人の市民で週1日以上スポーツを行っている割合は52.5%、平成24年と平成29年に実施した「市民の運動習慣に関する意識調査」（以下過年度調査という。）では、47.4%(H29)、52.8%(H24)であり、スポーツ実施率は横ばいの状況が続いています。

今後もスポーツを行うきっかけづくり、仕組みづくりが求められているといえます。



スポーツを行った理由

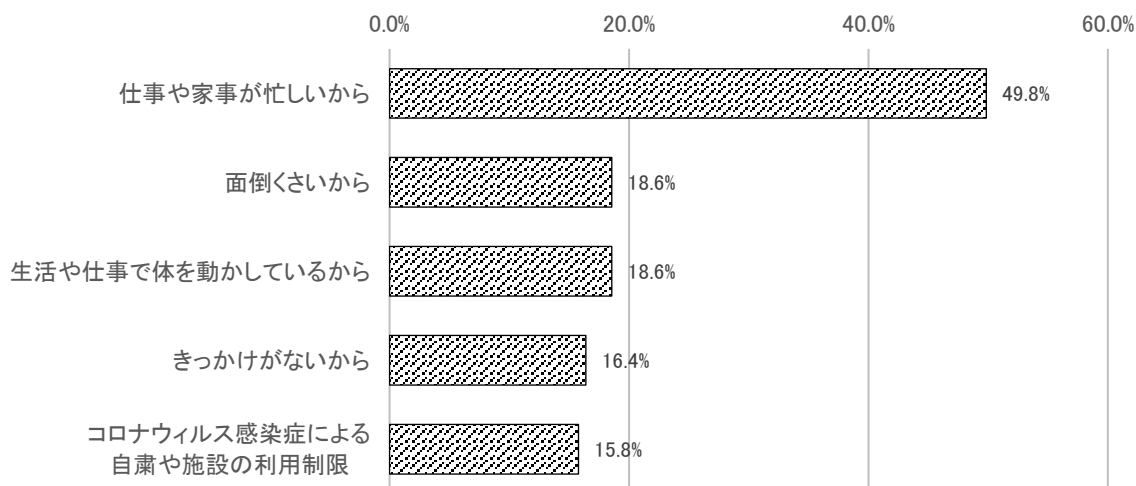
R4調査では、この1年間にスポーツを行った理由として「健康のため」が最も多く、次いで「体力増進・維持のため」、「楽しみ、気晴らしとして」、「筋力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」という回答が多く挙げられています。



※上位5項目のみ

スポーツを行わなかった理由

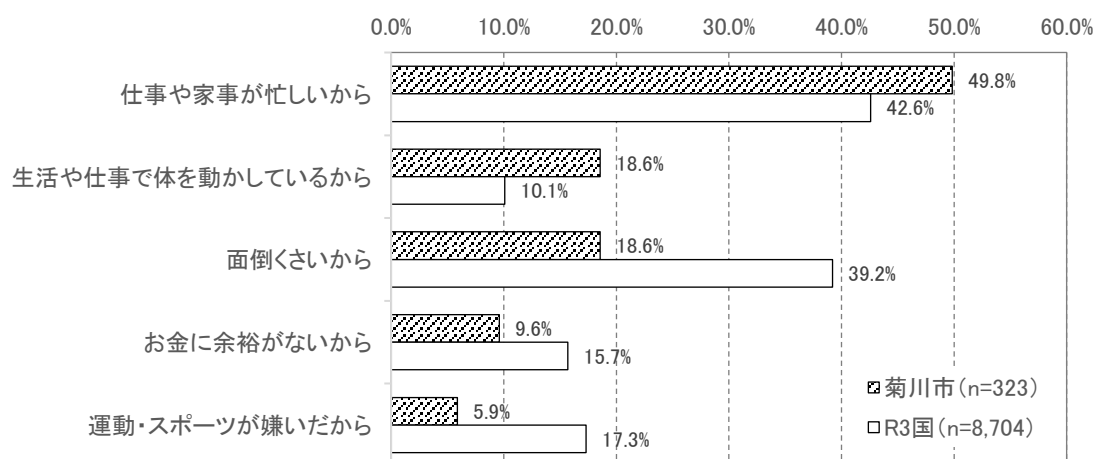
R4調査では、この1年間に週2日以上スポーツを行わなかった理由として「仕事や家事が忙しいから」が最も多く、次いで「面倒くさいから」、「生活や仕事で体を動かしているから」、「きっかけがないから」という回答が多く挙げられています。



※上位5項目のみ

令和3年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（以下「R3国」という。）との比較では、本市は「仕事や家事が忙しいから」、「生活や仕事で体を動かしているから」の回答が多く、「面倒くさいから」「お金に余裕がないから」「運動・スポーツが嫌いだから」の回答が少ない結果となっています。

仕事や家事が忙しくても取り組みやすいスポーツを紹介するなど、スポーツを行うきっかけを作ることが求められています。



※R3国と±5%以上の項目のみ

(4) スポーツ振興の課題

スポーツへの参加機会の視点

①多様な市民の特性に応じた働きかけ

スポーツ実施率が高い層へのさらなる促進、実施率が低い層に対する積極的な働きかけとして、ライフステージを意識した情報提供や参加の機会を充実させる取組が必要です。また、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しめるようなきっかけづくりや環境づくりも必要です。

②単発的なスポーツ実施者の習慣化の支援

健康づくりや生涯学習、地域活動など、様々な目的から運動やスポーツを始めた市民や、初心者向けスポーツ教室の参加者、スポーツイベントの実施をきっかけとして運動・スポーツを始めた市民を、継続的な実施へとつなげる支援が必要です。さらには、地域で活動するスポーツ関係団体への参加を推奨する、自分で継続的にスポーツ実施を促すための情報提供などを通じて、スポーツの習慣化につながる取組が求められます。

③障がい者のスポーツの場の確保

パラスポーツに関しては、社会福祉協議会が開催するフライングディスク大会などがありますが、障がい者の多様なニーズを踏まえ、障がい者が参加しやすいスポーツの場や機会を拡充していく必要があります。

④スポーツが持つ力の地域への活用

スポーツ振興への期待としては「高齢者の健康と介護予防、寝たきり防止」を期待する人が多くなっています。

こうした期待に応えるため、家族でスポーツをする機会や、スポーツを通じた世代間交流、地域における交流の機会を創出することで、スポーツが持つ力を、地域の活性化及びつながりの強化に活かしていく視点での取組が求められます。

スポーツ活動の場と環境の視点

①スポーツ施設の再整備

日常的なスポーツのために市内の公共施設を利用している市民が一定数いる一方で、市内の3つの体育館（市民総合体育館、堀之内体育館、小笠体育館）をスポーツのために利用したことがない市民が過半数を超えているなど、スポーツ施設の利用は個人差が大きく、スポーツ施設の老朽化が進行するなかで、スポーツ施設の役割、競技可能種目、利用者数、適正配置、規模等を考慮し再編を検討していく必要があります。

②多様な場の充実

市民の運動、スポーツの場は、スポーツ施設に限定されず、道路や公園、河川敷なども含まれます。ウォーキングコースやサイクリングコースの検討を進めるとともに、軽い体操など、会議室などでも実施可能な種目に関して、スポーツ施設の枠にとらわれない活用も促進していく必要があります。

スポーツ活動を推進する人材と組織の視点

①総合型地域スポーツクラブの活動の活発化

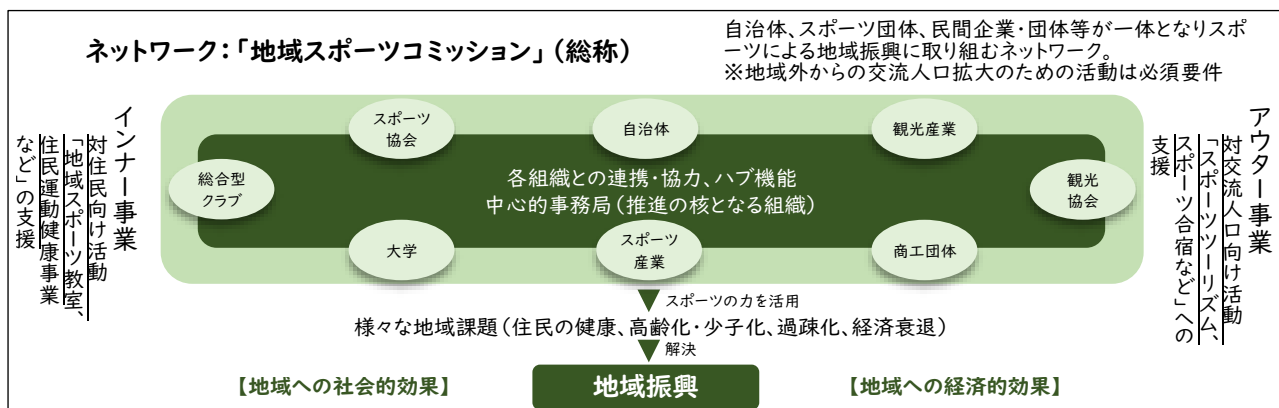
総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させるとともに、市民が参加しやすいプログラムの展開など、市民がスポーツに関わり、継続する入口の一つとして機能するよう取り組む必要があります。

②ニーズに合った指導者の育成と活用促進

市民がスポーツ指導者に求める方向性の確認と、市民ニーズに合った指導者の資質向上に関して関係団体と連携するとともに、学校や地域など、指導を求める場の発掘と紹介、指導者を選びやすい仕組みづくりなどが必要です。また、中学校の運動部の活動を地域スポーツ活動に移行していくための取組も必要です。

③スポーツに関わる組織や団体の連携

市民に多様な運動・スポーツの機会や場を提供するという考え方のもと、現在、市と関わりを持って活動している様々なスポーツ団体に加え、まちづくりやコミュニティ、高齢者、健康づくり、障がい者、子育てなどに関わる庁内組織、観光産業などの民間事業者との連携強化に取り組む必要があります。また、スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進を行い、これらの活動を通じて交流人口の拡大を図り、来訪者に対してまちの魅力をPRすることで、地域経済の活性化につなげる取り組みも必要です。特に、行政・民間事業者・地域団体等の関係に関しては、「支援をする、受ける」の関係から、ともに取り組み発展していく「協働（パートナーシップ）」の関係への変換や、ネットワークづくり（地域スポーツコミッション）に関しても検討していく必要があります。



例：「地域スポーツコミッション」の設立・活動の支援（スポーツ庁資料を加工）

スポーツニーズの把握と情報提供の視点

①多様な情報媒体の活用

広報紙のより効果的な活用を図るとともに、広報紙以外の、スポーツに関する情報媒体の認知度を高めることが重要です。情報の内容や、設置場所の検討などのほかに、特に若い世代に効果的と考えられる、インターネット（ソーシャルメディア）による情報発信の充実を図ることも必要です。

②新たにスポーツを始めようための情報提供

本市のスポーツ施設の運営に関して、初心者向けスポーツ教室の充実を望む声が多いことから、スポーツ実施率を高めるために、プログラムに関する情報提供を充実させる必要があります。また、転入してきた市民がスムーズにスポーツ施設や、クラブ、イベントに関して知ることができ、運動・スポーツの実施につながり、さらには、クラブやイベントへの参加などを通じて地域への参加にもつながる情報提供も必要です。

③ニーズに合った情報提供の充実

スポーツに関する情報として、どのような情報提供が求められているのか把握し、ニーズに対応した情報を、市民に届きやすい方法で提供することで、スポーツに取り組みたいと思っている市民が、容易に必要な情報を入手できるようにすることが必要です。

3 理念と基本方針

(1) 理念

生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち

第2次菊川市総合計画では、「健康で元気に暮らせるまち」を基本目標に、「スポーツが盛んなまちづくり」を目指しています。

スポーツと聞くと厳しいトレーニングを重ねて試合に臨むようなイメージを持つ方もいると思いますが、多くの運動やスポーツを楽しむことで、意識することなく体力や精神的健康を得られ、運動を長続きさせることができます。性別や年齢、障がいの有無の区別なく、支え合いながら、身近な場所で、それぞれの志向に応じて楽しむことができ、また、スポーツを「する（実際にスポーツを楽しむ）」「みる（スポーツを観戦する）」「支える（指導者やボランティアとして参加する）」など、様々なかたちでスポーツを取り入れ、より多くのスポーツに親しむ機会の充実を図る必要があります。




このようなスポーツの機会の創出には、スポーツに関わる組織や団体との連携が必要であり、より一層の体制づくりが必要です。

これらを踏まえ、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、生活の中でスポーツを楽しみ、スポーツの力で、人とまちが活性化していくことを「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」と表現し、本市のスポーツ振興の理念とします。

(2) 基本方針

「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」に向けて、取組の基本的な方針を示すため、以下の3つの基本方針を掲げます。

本計画では持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図るため、基本方針ごとに特に関連するSDGsの目標を設定します。




基本方針 1	誰もがスポーツに触れ合う機会の創出	
基本方針 2	スポーツ活動の場と環境の充実	
基本方針 3	スポーツ団体・スポーツ活動の支援	

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17 の目標で構成されています。

本計画では、SDGs の推進を図るものとし、基本方針ごとに特に関連するものとして以下の3つの目標を設定しています。




本計画は、世界の潮流と歩みをあわせてスポーツを振興することにより、SDGs の達成に寄与していきます。

アイコン	目標
	3 : すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	11.住み続けられるまちづくりを 気軽に利用できるスポーツ施設やサービスを確保し、持続可能でしなやかなまちづくりを推進する
	17.パートナーシップで目標を達成しよう スポーツを通じた交流や連携により、健康で元気に暮らせるまちをつくる

4 施策の展開

(1) 体系図

本計画の施策体系を以下に掲げます。

理念	基本方針	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち</p>	<p>1 誰もがスポーツに触れ合う 機会の創出</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どものスポーツ活動の充実 2. 青年期・壮年期のスポーツ活動の充実 3. 高齢期のスポーツ活動の充実 4. 障がい者のスポーツの推進 5. 健康な体づくりにつながるスポーツの推進 6. 誰もが取り組めるスポーツイベントの開催 7. スポーツ情報の内容拡充 8. 関係部署、民間事業者との取り組み 9. 定期的なニーズ把握による新たな教室等企画の取り組み
	<p>2 スポーツ活動の場と環境の充実</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツを通じた地域づくり 2. スポーツボランティアの育成と活動支援 3. スポーツ施設の維持・管理・改善
	<p>3 スポーツ団体・スポーツ活動の支援</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツグループ・クラブの自立支援 2. スポーツ団体の交流と情報交換 3. 総合型地域スポーツクラブの充実 4. アスリートの育成支援

(2) 基本方針 1 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出



子どもやお年寄り、勤労者や子育て中の方など、それぞれの生活習慣においてスポーツをする理由、したくてもできない理由が異なります。

このような現状から、幅広い市民がスポーツに参加することができるよう、様々な方策でスポーツをする機会を提供します。

数値目標

基本方針 1 の数値目標は以下の通りとします。

数値目標	令和 4 年度 (基準値)	令和 1 4 年度 (目標値)	出典
市内小学校 5 年生のスポーツ実施率 (週 1 回以上)	※93.9%	95.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
市内中学校 2 年生のスポーツ実施率 (週 1 回以上)	※90.8%	93.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
週 1 回以上スポーツ、レクリエーションに取り組む人の割合 (成人)	52.5%	55.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
健康づくりに取り組む人が増えていると思う人の割合	64.4%	70.0%	総合計画・行政評価市民アンケート調査結果
気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境が整っていると思う人の割合	50.4%	60.0%	総合計画・行政評価市民アンケート調査結果

※令和 3 年度実績値

1-1) 子どものスポーツ活動の充実

乳幼児期は、楽しく遊びながら運動する機会を多く設け、体を動かす喜びや身体の諸機能を使った運動に意欲関心がもてるようにすることが必要です。また、学童期は、近年積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実が課題となっています。そのため、様々な活動を体験できる機会を提供し、子どものスポーツ活動の充実を図ります。

	施策	施策の概要
①	楽しく体を動かす機会の提供	子どもが発達に応じた多様な経験ができるよう、教育、保育計画の中に乳幼児期の運動遊び（親子の触れ合い）などの機会を位置づけ、その大切さに関して保護者に発信する態勢を充実します。
②	幼児を対象としたスポーツ教室の開催	市スポーツ協会と連携し、幼児を対象としたスポーツ教室を企画、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながら、効果的に実施します。
③	スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとの連携	スポーツ少年団及びアプロス菊川の教室等に使用する施設使用料金の減免、学校との連携による少年団員の募集協力、少年団員の保護者を対象とした研修等で連携を図ります。
④	多様な体験活動の機会の提供	放課後子ども教室の中で友だちと楽しむことができる体験活動の機会を充実します。



スポーツレクリエーションフェスティバル（左：フラフープ、右：スカイクロス）

1-2) 青年期・壮年期のスポーツ活動の充実

青年期は、学校卒業後、スポーツにかかわる機会が減少する時期でもあります。そのため、地域においてスポーツを継続的に続けられる取組を推進します。

壮年期は、家庭や職場において充実した時期になることから、自分の嗜好に費やす時間がとりにくくなり、スポーツや運動にもっとも取り組みにくい時期となります。

地域住民間のコミュニケーション機会の提供や、親子でできるスポーツ活動を実施するなど、スポーツの楽しさや大切さを伝える機会を提供していきます。

	施策	施策の概要
①	市スポーツ協会所属団体の活動の推進	市スポーツ協会所属団体の活動が活発となるよう、スポーツ庁のガイドラインなどに沿って、各団体が実施する大会等で連携を図ります。
②	任意スポーツサークルを通じたスポーツ機会の拡充	小中学校体育施設の一般開放により、スポーツ活動に親しむ機会を提供します。
③	総合型地域スポーツクラブの活動推進	年間を通じて主催する各種事業に関して、市民並びに報道機関へ積極的に情報発信を行います。
④	地区コミュニティ主催のスポーツ事業への支援	コミュニティ協議会に対し、スポーツ活動に関する情報提供等の支援を行います。
⑤	重点施策 1 親子でできるスポーツイベントの開催	学校やこども園等で学ぶことのできない様々なスポーツ活動を親子で体験できるようイベントを開催します。
⑥	重点施策 1 スポーツアプリの活用	スポーツアプリを利用する市民へのインセンティブを提供します。



親子スポーツ教室（サッカー）



しずおか市町対抗駅伝競走大会

1-3) 高齢期のスポーツ活動の充実

高齢になるにつれて運動機能が低下し、疲労回復に時間がかかる時期です。一方で自由に使える時間が増え、スポーツや運動を実施する方の割合が増えてきます。高齢者が無理なくスポーツを楽しむことができる機会の提供に加え、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の取り組みを推進します。

	施策	施策の概要
①	高齢者を対象としたスポーツ大会の開催	高齢者が楽しめるゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツ大会の開催をします。
②	高齢者の健康づくりや介護予防と一体化したスポーツの機会の拡充	健やか教室やいきいきカレッジ菊川の開催等、健康づくりや介護予防の取り組みを推進するとともに、高齢者が参加できるスポーツの機会を増やします。

1-4) 障がい者のスポーツの推進

障がいのある人にとって、スポーツは健康増進やリハビリテーションに役立つとともに、自立と社会参加に向け、重要な役割を果たしています。関係機関・団体等との連携を強化し、障がいのある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

	施策	施策の概要
①	重点施策 1 障がいのある人も参加しやすいイベントの開催や情報提供	身体障害者福祉会と連携し、イベント等の開催を検討します。
②	パラスポーツに関する情報発信の充実	本市に関係するパラスポーツに関するイベント等の情報発信を充実します。
③	パラスポーツの大会等の後援	パラスポーツの大会等を後援し、実施場所やチラシの配布等に協力します。
④	パラスポーツの実施場所の確保	スポーツ施設のバリアフリー化を推進し、パラスポーツの実施場所を確保します。

1-5) 健康な体づくりにつながるスポーツの推進

平均寿命が延伸し、健康寿命との差が拡大していくと、支援が必要な期間が延び、個人の生活の質の低下にもつながります。個々の年齢や生活環境に応じた運動習慣を身につけることで、心身機能の維持や健康増進の向上を図ります。

	施策	施策の概要
①	生活習慣病予防のための運動教室の実施	運動教室や健康マイレージ事業を推進し、健康づくりに対する意識の向上や行動変容を促します。
②	介護予防のための適切な運動等の普及	健やか教室や元気はつらつ教室、地域の高齢者サロン等へのリハビリ専門職の派遣などを継続し運動等を普及します。
③	健康意識向上の推進	健康づくり推進委員の活動を通じて、家庭でできるスポーツを推進します。
④	重点施策 2 ウォーキングを楽しむことのできる環境の整備	過去に設定されたウォーキングコースの再興と見直しを行い、今後の再整備やマップの更新を行います。
⑤	観光ポイントやルートの紹介、観光客の誘客	メディアを通じて市内の観光ポイントやイベント等の情報発信を行います。
⑥	ウォーキングイベントの情報発信	市広報紙への掲載、総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」HPにて情報発信します。
⑦	健康体操の普及推進	シニア健康体操教室の開催やYouTubeでの体操動画の配信等により、各種体操の普及を推進します。
⑧	ライフスタイルに合ったスポーツ習慣の推進	各種運動・体操教室や健康マイレージ事業を通じてスポーツを行う習慣作りを推進します。
⑨	新たに推進を図るニュースポーツの発掘	これまでに普及・推進してきたスポンジテニス、ペタボード、ビーチボール等の定着と並行して、住民ニーズに合ったニュースポーツ（新種目）を発掘します。
⑩	重点施策 2 サイクリングによる健康づくり	自転車を利用した健康づくりに関する広報・啓発を行います。（サイクリングコースの決定）
⑪	サイクリングの普及状況の把握と環境整備	サイクリングの普及状況を把握し、公共施設へのサイクルラックなどの設置を検討します。

1-6) 誰もが取り組めるスポーツイベントの開催

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しむことができるレクリエーションスポーツのイベントや全国のマラソン愛好家と市民が交流できるマラソン大会等のスポーツイベントを開催します。また、スポーツを通じて交流を深めていくことは、地域の活力を生み出し、連帯感の醸成にもつながります。地域の意欲に応じてスポーツイベント等を協働により取り組んでいきます。

	施策	施策の概要
①	スポーツレクリエーションフェスティバルの開催	様々なレクリエーションスポーツを体験し楽しむことができるスポーツレクリエーションフェスティバルを開催します。
②	レクリエーションスポーツ体験会などの開催	出前行政講座やスポーツ少年団交流会にてレクリエーションスポーツを体験する場を設けます。
③	スポーツ関連団体との協働による大会等の開催	市スポーツ協会自主事業「菊川 City マラソン」、アプロス菊川主催の「深蒸し茶の里'菊川ファン駅伝」並びに、菊川スポーツコミッション主催の「菊川マラソンチャンピオンシップ」等に係る情報発信等に協働で取り組みます。
④	コミュニティ活動におけるスポーツ事業の開催支援	1%地域づくり活動交付金にて、コミュニティ活動における各種スポーツ大会等の開催を支援します。



スポーツレクリエーションフェスティバル（左：サッカードリブル、右：洗面器お手玉投げ）

1-7) スポーツ情報の内容拡充

誰にも平等に情報が提供できるよう、今後も広報紙や回覧板、市のホームページ、公式 SNS などで情報提供を行います。

また、スーパーマーケットや金融機関、郵便局など、不特定多数の人が目にしやすい場所への掲示をはじめ、情報機器を用いたソーシャルメディアなど、新たな情報手段を活用した情報発信を行います。

このほか、スポーツ教室への参加経験者に対しても、新たな講座や教室を開講する際にはお知らせするなど、仲間を増やす活動にも取り組んでいきます。

	施策	施策の概要
①	スポーツ情報の情報発信	スポーツ情報に関して広報紙を活用するとともに、ホームページや公式 SNS を活用した情報発信に努めます。
②	ソーシャルメディアによる新たな情報手段の活用	施設予約システムのインフォメーション機能やソーシャルメディアを通じて、体育施設に関する情報を発信します。
③	大勢の人が目にする公共機関や店舗などでの情報発信	スポーツに無関心な人にスポーツ情報を提供するため、公共施設や協力店舗などでスポーツ情報を発信します。
④	スポーツ講座、運動教室の過去の受講者への情報発信	スポーツへの関心を高めるため、過去のスポーツ教室受講者やその家族にスポーツ情報を送付し、情報の拡散を図ります。



フライングディスク交流会



シニア健康体操教室

1-8) 関係部署、民間事業者との取り組み

スポーツに関する事業に関して、民間事業者と本市が対話を通じて連携を深め、相互が持つ資源やノウハウを活用した「共創」や市各担当課で相互に連携を図り、市民の誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。また、事業計画は、期間内であっても市スポーツ推進審議会に報告・諮問し、計画の目標及び施策の見直しを行います。

	施策	施策の概要
①	関係部署による庁内連絡会の実施	関係部署による庁内連絡会を開催し、それぞれの事業に関して進捗管理します。
②	重点施策 1 民間事業者との連携によるスポーツ振興	スポーツ振興を推進するため、市内外の企業による本市の資源を活用した、テーマ型共創提案の募集を検討します。

1-9) 定期的なニーズ把握による新たな教室等企画の取り組み

市各担当課は、定期的にニーズの把握を行い、社会情勢やニーズの変化に伴う課題に対応すべく新たな事業の可能性に関して検討し、一人でも多くの市民がスポーツや運動に参加できる機会の提供を行います。

	施策	施策の概要
①	定期的なニーズ把握による、時代に即した教室の開催	運動教室やイベント開催時に、参加者へのアンケート調査を実施し、新たな教室の企画に活用します。
②	他の事業との複合的な実施による、効果の高い企画の実施	健康づくりや介護予防等の事業と連携を図り、それぞれのノウハウを活かした効果的な企画を実施します。



小学生を対象としたブルーレヴズラグビー教室

(3) 基本方針 2 スポーツ活動の場と環境の充実



市民のスポーツ活動の場として、スポーツ施設の維持・管理に努めるとともに、地域づくりに資するスポーツやレクリエーションに関して関係団体と連携し、スポーツボランティアへの参画の機会の提供を通じて、スポーツ活動の環境を充実します。

数値目標

基本方針 2 の数値目標は以下の通りとします。

数値目標	令和 4 年度 (基準値)	令和 1 4 年度 (目標値)	出典
指導者やコーチ、大会運営スタッフ、地域スポーツ行事の手伝いなどの経験や知識がある人の割合	12.2%	20.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
市営スポーツ施設及び一般開放を行う学校体育施設年間利用者数 (延べ)	※271,221 人	300,000 人	延べ利用者数 (実績)

※令和 3 年度実績値

2-1) スポーツを通じた地域づくり

市内には、11地区のコミュニティ協議会が組織され、地域住民の親睦を深めるため様々なスポーツ行事が行われています。今後も各地域における更なるスポーツ、レクリエーションの普及を図るため、連絡体制を強化し、協働で活動に取り組みます。

スポーツ推進委員は、各地区からの推薦を受け、地域スポーツの推進役としての業務を担う他、市が主催するスポーツ大会やスポーツ教室などでの指導・助言を行い、本市のスポーツ推進に貢献する貴重な人材といえます。そのため、定例会等により更なる活動の充実を図り、スポーツ推進委員との協働に努めるとともに、各自治会選出のスポーツ委員への研修会の実施等の連携を図ります。

	施策	施策の概要
①	コミュニティ協議会との連携	コミュニティ協議会「スポーツ、レクリエーション担当部会」の組織拡充と活動を支援します。
②	市内スポーツを応援してくれる市民力の醸成	コミュニティ協議会と連携し、市内スポーツの情報を市民に提供し、市内スポーツを応援してくれる市民を育成します。
③	スポーツ推進委員の資質向上	スポーツ推進委員定例会を毎月開催し、活動内容や運営方針を協議するとともに、外部の研修会等への参加により資質の向上を図ります。
④	スポーツ推進委員研修会の実施	スポーツ推進委員を対象として、委員の心得やニュースポーツ等の説明をする研修会を実施し、スキルアップを図ります。
⑤	コミュニティ活動におけるスポーツ活動の支援	自治会やコミュニティ協議会におけるスポーツ活動に関する企画や運営を補助する人材の育成を支援します。
⑥	レクリエーション活動指導者の養成	社会福祉協議会と連携して、レクリエーション活動の指導者を養成するための研修会等を実施します。

2-2) スポーツボランティアの育成と活動支援

市スポーツ協会や市主催のスポーツイベントの運営にあたり、スポーツボランティアの役割は大きなものとなります。スポーツに関心を持ち、様々なイベントのボランティア経験を積むことで活躍できる市民を育成します。

スポーツボランティアの登録制度を整備し、必要なときに依頼できる体制を整えるためボランティアバンクの設立を検討します。また、スポーツボランティアの社会的な意義や認知率向上に努めます。

運動部活動における専門的な指導を行うことのできる教員の不足を補うため、市スポーツ協会や学校支援地域本部と連携し、児童・生徒の実態に対応して、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣する体制の確立と運用を推進します。

	施策	施策の概要
①	スポーツボランティアの機会の創出	市が主催するスポーツイベントの開催を機にスポーツボランティアへの関心が高まるよう、参加しやすいボランティアの機会を創出します。
②	スポーツボランティアバンクの構築	スポーツボランティアの募集や応募の情報をまとめたスポーツボランティアバンクを構築します。
③	スポーツボランティアの周知	スポーツボランティアに関する認識を高めるため、ボランティアを公募するなど周知に努めます。
④	中学生運動部活動の地域移行のための体制構築	中学生の部活動の地域移行を推進するため、指導者の確保や活動に協働で取り組みます。

2-3) スポーツ施設の維持・管理・改善

スポーツ施設の適正な管理・修繕を行い、安全管理に努め、スポーツ施設の役割、競技可能種目、利用者数、適正配置、規模等を考慮し整備するとともに、市立3体育館に関しては、令和4年度に策定した基本構想により、市民総合体育館は市の屋内スポーツ施設の中心的な施設として大規模改修、堀之内体育館は老朽化による建替え、小笠体育館は修繕・補修による維持など、施設改修等を計画的に行っていきます。

また、平成24年度に市立3体育館に指定管理者制度を導入し、平成27年度からは市立3体育館に加え、付帯する公園6箇所にも同制度を導入しました。今後も制度を活用し、市民サービスの向上及び施設利用者の増加、総合的管理による経費削減と運動効率の向上を事業者とともに検証します。

	施策	施策の概要
①	重点施策2 スポーツ施設の整備・改修	市公共施設個別施設計画に沿って、各施設の営繕方針及び利用状況から、より良く無駄のない施設整備を検討します。
②	指定管理者との連携による 体育施設の管理運営	指定管理に係る協定書に基づき、市と指定管理者とのすみ分けにより施設の管理運営を行います。
③	指定管理者の自主事業による スポーツ参加機会の確保	指定管理者が企画運営する各種教室及びイベントの開催により、民間企業のアイデアを活用したスポーツへの参加機会をつくります。
④	運動公園等施設への広告掲載	施設へのネーミングライツ契約により、スポーツ施設の維持管理費等を確保します。
⑤	施設予約システムの利便性向上	施設予約システムの運用状況を検証し、利便性の向上を検討します。
⑥	優先予約制度の継続	学校、行政、コミュニティ協議会及び自治会の行事、並びに各種団体が大会等を行うため事前に日程を決定する必要がある場合の優先予約制度を継続します。
⑦	施設使用料の減免	青少年健全育成の面から、公費対応でないスポーツ少年団及びアプロス菊川の中学生以下の活動のうち、市立小中学校体育施設の使用に係る施設使用料を一定回数以内で減免します。

(4) 基本方針3 スポーツ団体・スポーツ活動の支援



本市は、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブといったスポーツ団体と連携し、アスリートの育成を図ると共に、市民のスポーツ活動の裾野を広げるため、幅広いスポーツ活動に対して支援することで、健康で元気に暮らせるまちづくりを推進します。

数値目標

基本方針3の数値目標は以下の通りとします。

数値目標	令和4年度 (基準値)	令和14年度 (目標値)	出典
国県等スポーツ大会の出場者数(奨励金交付数)	52件	増加	奨励金交付数(実績)
スポーツを実際に観るのも、テレビやラジオで応援するのも好きと思う人の割合	32.6%	40.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
市スポーツ協会、スポーツ少年団の加入者数	※2,849人	2,900人	加入者数(実績)
総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」の認知度	27.4%	50.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果

※令和3年度実績値

3-1) スポーツグループ・クラブの自立支援

市スポーツ協会は、平成24年4月から特定非営利活動法人としてスタートを切り、各種事業を展開し、スポーツ振興に大きく寄与しています。市スポーツ協会の育成・強化を図ることで、体力及び競技力の向上や会員間のコミュニケーションの活性化にとどまることなく、健康増進や青少年健全育成も推進していきます。

本市のスポーツ少年団は、9種目21団（令和4年4月時点）で構成され、熱心な指導者の下、活発な活動を続けています。次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ参加機会は重要であり、更なる活性化のため、スポーツ少年団への活動支援を行っていきます。

また、市内には、いくつもの任意のスポーツサークルがあります。これらのサークルを把握するとともに、個々のサークルの自主性を尊重しながら、各サークル相互の関係を強化し、併せて、種目ごとの組織化に向けた取り組みを支援します。

	施策	施策の概要
①	市スポーツ協会事業との連携	市スポーツ協会自主事業（菊川 City マラソン、歩こう会事業等）に協力し、密接な連携体制を築きます。
②	市スポーツ協会活動との協働	市スポーツ協会が市や学校への配付を希望する書類の確認や仲介、アドバイス等を行い活動の円滑化を図ります。
③	市スポーツ少年団員の確保	市スポーツ少年団本部において、全所属団共通の募集パンフレット及び申込書を作成するとともに、幼保園、認定こども園及び小学校の協力のもと、トータル的に募集を行います。
④	母集団研修（保護者の研修）の開催	市スポーツ少年団本部所属団員の保護者を対象として、活動の在り方や児童の身体の成長状態等に関して、講師を招き母集団研修を開催します。
⑤	スポーツ少年団交流会の開催	スポーツ少年団員を対象に、レクリエーション種目等にて団員相互の交流を図ります。
⑥	スポーツ団体の組織化支援	施設利用団体登録への支援を通じて、施設利用団体の結成を促進し、市民のスポーツ実施率の向上を図ります。

3-2) スポーツ団体の交流と情報交換

本市並びに近隣都市で開催されるプロスポーツ大会などの情報提供を行うとともに、地域や地元出身の選手、チームが出場する全国大会等の応援体制を支援します。

友好都市とのスポーツ交流は、交流の意義を検証し、都市間のスポーツ交流が幅広く実施できるよう検討を進めます。

温暖な気候と交通の利便性に富んだ地の利を生かし、運動公園内の野球場や人工芝グラウンドを中心に、施設の有効活用や飲食、宿泊による地域経済活性化のため、市内宿泊施設や旅行エージェントと連携を図り、スポーツ合宿の招致を進めることにより、全国へ菊川市を情報発信します。

	施策	施策の概要
①	近隣都市でのスポーツ大会や試合の情報提供	開催市や開催施設等からの要請により、ポスターの掲示やパンフレット等の配架による周知を実施します。
②	地域や地元出身の選手、チームが出場するスポーツ大会の応援企画	地域や地元出身の選手、チームが出場するスポーツ大会を気軽に応援できるよう、パブリックビューイング等を企画します。
③	市内宿泊施設との連携	「菊川市合宿応援パンフレット」により、市内宿泊施設と連携して県外からの宿泊合宿を誘致します。特例として、市内宿泊施設への宿泊により施設の優先予約を受け付けます。
④	スポーツ合宿宿泊費助成制度の検討	市内宿泊施設等への宿泊による地域活性化を促進するため、宿泊費助成制度に関して検討します。

3-3) 総合型地域スポーツクラブの充実

幼児から高齢者までを対象とした運動体験からトップアスリートの育成まで、幅広い市民ニーズに応える目的で設立されたアプロス菊川の運営に対し、クラブが自主的・主体的に活動できるよう基盤となる体制としていきます。

また、総合型地域スポーツクラブを運営するためには、スポーツ教室やサークル活動、クラブハウスといった様々な要素が必要となることから、活動拠点の整備等に関しても支援します。

	施策	施策の概要
①	魅力あるサービスの提供	子どもから高齢者まで誰もが参加しやすいスポーツ教室を企画します。
②	人材育成と会員確保、組織の拡大	組織の拡充を図りながら会員確保に努めるとともに、内部での人材育成に努めます。
③	組織体制の強化	市スポーツ協会事務局との協働により、活動メニューの企画立案等の醸成に取り組みます
④	安定的な財源の確保	会員の増加や各種大会への自動計測機器の貸出による使用料収入により、安定的な財源を確保します。
⑤	重点施策3 中学生運動部活動の地域スポーツ活動への移行	中学生の運動部活動の地域移行に関して、学校や地域とともに推進します。
⑥	市体育施設や地区センター等の既存の公共施設を有効活用した活動拠点の構築	廃止された公共的な施設等、負担が少なく利活用できる施設において、総合型地域スポーツクラブの活動拠点を構築します。

3-4) アスリートの育成支援

地元高校の「高校野球全国制覇」や市内出身者のプロアスリート化に見られるように、トップアスリートの活躍は市民に夢と希望と感動を与えるものです。ジュニア期から一貫した指導体制による選手育成を図るため、市スポーツ協会や競技団体、民間スポーツ団体等と連携し、アスリートの育成を支援します。

また、アマチュアスポーツの全国大会等に出場する個人又は団体に対し、スポーツ大会出場奨励金の交付や激励会を行うことで、競技者の意欲の向上を図ります。

	施策	施策の概要
①	競技団体やアプロス菊川との連携によるトップアスリートの育成支援	市スポーツ協会と連携し、トップアスリートによる教室の開催や講演を企画します。
②	市スポーツ協会との連携による競技力向上事業	プロスポーツ経験者や指導者を招致し、競技力向上を図ります。
③	重点施策3 民間スポーツ団体等との連携	民間スポーツ団体等と連携し、現在市内に普及していない新しいジャンルのスポーツに関して連携を図ります。（例：ラグビー、マリンスポーツ等）
④	スポーツ指導者講習会及びスポーツ講座の開催	スポーツの現場で役立つ知識や技術の習得、及び指導者の養成を目的とした講習会や講座を開催します。
⑤	全国大会等に出場する選手への奨励金交付と激励会の実施	各種競技大会の上位大会に出場する優秀選手に対し、規定に基づき奨励金の授与を行うとともに、市長、教育長への表敬訪問と広報紙等により広く顕彰します。
⑥	指導者、審判員の資質及び技術の向上	市として実施できる講習会等により指導者、審判員の資質及び技術の向上を図ります。
⑦	トップアスリートや指導者などによるスポーツ体験教室などの開催	トップアスリートや指導者等による少年少女スポーツ体験教室等を実施します。
⑧	スポーツ講演会の開催	トップアスリート等を講師として招致し、スポーツ講演会を開催します。

(5) 数値目標一覧

本計画の数値目標は以下の通りです。

基本方針	数値目標	令和4年度 (基準値)	令和14年度 (目標値)	出典
1	市内小学校5年生のスポーツ実施率(週1回以上)	※93.9%	95.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
	市内中学校2年生のスポーツ実施率(週1回以上)	※90.8%	93.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
	週1回以上スポーツ、レクリエーションに取り組む人の割合(成人)	52.5%	55.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
	健康づくりに取り組む人が増えていると思う人の割合	64.4%	70.0%	総合計画・行政評価市民アンケート調査結果
	気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる環境が整っていると思う人の割合	50.4%	60.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
2	指導者やコーチ、大会運営スタッフ、地域スポーツ行事の手伝いなどの経験や知識があると思う人の割合	12.2%	20.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
	市営スポーツ施設年間利用者数(延べ)	※271,221人	300,000人	延べ利用者数(実績)
3	国県等スポーツ大会の出場者数(奨励金交付数)	52件	増加	奨励金交付数(実績)
	スポーツを実際に観るのも、テレビやラジオで応援するのも好きと思う人の割合	32.6%	40.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果
	市スポーツ協会、スポーツ少年団の加入者数 ※少子高齢化を見込んだ目標設定としています。	※2,849人	2,900人	加入者数(実績)
	総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」の認知度	27.4%	50.0%	スポーツ振興基本計画に関するアンケート調査結果

※令和3年度実績値

5 重点施策

(1) 重点施策とは

重点施策は、本計画の理念「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」を実現するために、計画年次である令和 14 年度までに、本市が重点的に取り組む項目です。

(2) 重点施策 1 成年期のスポーツ活動参加の活性化

本市の成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、30 代で 42.4%、40 代で 35.2%、50 代で 37.8%と他の世代と比べて低迷しています。

30 代～50 代は、子育て世代と重複することから子育て施策との連携、スポーツアプリを活用、市内企業との協働などによる、多様なプログラムを提供することで、成年期のスポーツ活動参加の活性化に取り組みます。

スケジュール

	R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	R13・14
1-2-⑤ 親子でできるスポーツイベントの開催	施策の拡充に向けた準備		施策の拡充		
1-2-⑥ スポーツアプリの活用	検討	アプリの普及、積極的活用			
1-4-① 障がいのある人も参加しやすいイベントの開催や情報提供	検討	イベント等の実施、情報提供			
1-8-② 民間事業者との連携によるスポーツ振興	テーマ型共創提案の募集		企業との連携によるスポーツ振興		

(3) 重点施策2 スポーツ施設の整備

本市には、市民総合体育館、堀之内体育館、小笠体育館（以下市立3体育館という）があり、堀之内体育館は、本市中心部にあることから、アクセスしやすくスポーツ活動に利用する団体が数多くあるものの、施設の老朽化が著しく、大規模地震など防災施設として指定できない状況にあり、早急な対応が求められています。

そこで、スポーツ施設の役割、競技可能種目、利用者数、適正配置、規模等を考慮し、スポーツ施設の適正な整備・改修を検討します。

スケジュール

	R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	R13・14
1-5-④ ウォーキングを楽しむことのできる環境の整備		ウォーキングコースの再整備	ウォーキングコースの維持管理		
1-5-⑩ サイクリングによる健康づくり		サイクリングコースの決定	サイクリングコースの維持管理		
2-3-① スポーツ施設の整備・改修		堀之内体育館の建替え			
			市民総合体育館の大規模改修検討		
		照明設備のLED化・トイレの洋式化等			

(4) 重点施策3 ジュニア世代のスポーツ環境と地域スポーツの再構築

ジュニア世代のスポーツ活動の代表的なものとして、学校の部活動があります。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動です。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。

一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置付けられています。

部活動は、学校教員の休日の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているため、運動部活動の地域スポーツ活動への移行に関して、総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」や民間スポーツ団体等と連携して推進します。

また、スポーツ振興に「高齢者の健康と介護予防、寝たきり防止」を期待する人が多くなっています。

こうした期待に応えるため、家族でスポーツをする機会や、スポーツを通じた世代間交流、地域における交流の機会を創出することで、スポーツが持つ力を、地域の活性化、つながりの強化に活かしていく視点で取り組みます。

スケジュール

	R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	R13・14
3-4-③ 民間スポーツ団体等との連携		民間スポーツ団体との連携協定締結	民間スポーツ団体との連携協定の活用		
3-3-⑤ 中学生運動部活動の地域スポーツ活動への移行	地域移行に向けた改革集中期間（R7まで） 段階的な地域移行（R8以降）				

6 推進体制

(1) 計画の進捗状況の把握と検証

本計画の進捗並びに目標達成状況の把握に関しては、関係部署による庁内連絡会を年3回程度開催し、事業の進捗管理と活動内容のすり合わせを行い、この検証した内容に関して「菊川市スポーツ推進審議会」において審議を諮り、施策や事業の見直しと改善を加えながら、状況に合わせて柔軟に計画を推進していきます。





菊川市

